

第15号議案

平成30年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	256床
(2) 年間延べ患者数	
入院	68,620人
外来	41,480人
(3) 一日平均患者数	
入院	188人
外来	170人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		2,561,035千円
第1項 医療収益		1,772,469千円
第2項 医療外収益		788,466千円
第3項 特別利益		100千円

支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	2,564,243千円
第 1 項	医 業 費 用	2,556,060千円
第 2 項	医 業 外 費 用	4,875千円
第 3 項	特 別 損 失	3,108千円
第 4 項	予 備 費	200千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 35,955千円は、過年度分損益勘定留保資金 35,955千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	71,000千円
第 1 項	企 業 債	71,000千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	106,955千円
第 1 項	建 設 改 良 費	71,684千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	35,271千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	施設設備整備資金に充てるため。
限 度 額	71,000千円
起 債 の 方 法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）

- 利 率 年10.0%以内
- 償 還 の 方 法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
- (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
- (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 1,728,119千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、776,902千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、229,386千円と定める。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二